

奈良県立大学における教員の任期に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、公立大学法人 奈良県立大学における教員の任期について必要な事項を定める。

(任期を定めて労働契約を締結する教員の組織等)

第2条 法第4条第1項第1号の規定により、任期を定めて労働契約を締結する教員の教育研究組織、職、任期として定める期間及び再任に関する事項は別表のとおりとする。

(同意)

第3条 任期を定めて労働契約を締結する場合は、別紙様式により、雇用される者（以下「任期付教員」という。）の同意を得なければならない。

(期間の定めのない労働契約への転換)

第4条 任期付教員が締結した2以上の有期労働契約（契約期間の始期の到来前のものを除く。）の契約期間を通算した期間が5年を超えると、当該教員が理事長に対し、現に締結している有期労働契約（以下「現労働契約」という。）の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務を提供する期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）を締結する申込みをしたときは、理事長は当該申込みを承諾したものとみなす。  
2 前項の申込みに係る無期労働契約の内容である労働条件は、現労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件とする。ただし、当該労働条件（契約期間を除く。）について別段の定めがある部分については、この限りでない。

(公表)

第5条 この規則を制定又は改廃したときは、速やかに公表し、広く周知を図るものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月7日から施行する。

別表（第2条関係）

教育研究組織	職	任期	再任に関する事項
地域創造学部	教授 准教授 講師	3年	1 再任可 2 再任の場合の任期は次のとおりとする。 (1) 当該再任の前の任期が3年の場合は、再任の任期は2年 (2) 当該再任の前の任期が2年の場合は、再任の任期は3年

(備考) 任期を定めて労働契約を締結する教員が、この表に定める任期の満了までに教員の停年に関する規程第2条に定める停年に達するときは、当該教員の任期はこの表に定める任期にかかわらず、同規程第3条に定める退職の日までとする。

様式（第3条関係）

同 意 書

平成 年 月 日

公立大学法人奈良県立大学理事長

殿

職名

氏名

印

私は、奈良県立大学地域創造学部地域創造学科に雇用されるに際して、奈良県立大学における教員の任期に関する規則第2条の規定に基づき、下記の任期により雇用されることに同意します。

記

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで